

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 0 号	令和8年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月9日
議案第 1 8 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 9 号	宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 0 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 1 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 2 号	宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 3 号	宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 4 号	宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第 1 8 号	保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める請願	趣旨採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和8年 3月 4日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○末永 やよい 伊庭 聡 大島 千都世
 川口 じゅん 北野 聡子 桑原 健三郎 みとみ 智恵子

② 令和8年 3月 9日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○末永 やよい 伊庭 聡 大島 千都世
 川口 じゅん 北野 聡子 桑原 健三郎 みとみ 智恵子

③ 令和8年 3月24日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○末永 やよい 伊庭 聡 大島 千都世
 川口 じゅん 北野 聡子 桑原 健三郎 みとみ 智恵子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 8 年第 1 回（3 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 10 号 令和 8 年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

令和 8 年度宝塚市病院事業会計予算について、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（令和 8 年度予算の概要）

外来患者数 延べ 20 万 1,690 人 1 日当たり 830 人

入院患者数 延べ 11 万 1,690 人 1 日当たり 306 人

収益的収支 収入総額 152 億 6,415 万 5 千円

支出総額 155 億 2,403 万 6 千円

収支差引 2 億 5,988 万 1 千円の赤字

資本的収支 収入総額 7 億 4,078 万円

支出総額 16 億 3,398 万 6 千円

収支差引 8 億 9,320 万 6 千円の不足

損益勘定留保資金等で補てん

論 点 1 収支改善について

<質疑の概要>

問 1 令和 8 年度の経常収支の見通しについて、どのような取組によって収支改善を図っていくのか。また、実現可能性の見込みは。

答 1 収益については、D P C I ・ II 期間以内の入院を推し進めることで入院単価を増加させ、費用については、時間外勤務を削減して給与等削減するよう努めていきたいと考えている。入院単価については、7 万 8,800 円という単価の設定をしておき、実績として既に 7 万 7 千円まで上がっているため、2.41%の診療報酬の改定があれば、十分に単価のさらなる上昇が見込めると考えている。

問 2 収支均衡が未達となった要因がどこにあるのか、どう分析しているか。

答 2 最も大きな要因は、給与費の増加だと考えている。令和 6 年度と 7 年度を合わせて 4 億円程度の増加となっているが、これは 3 段階の目標を設定した令和 5 年度には見込めなかった。

問 3 近畿中央病院からの 30 人の看護師受入れと病棟再開を、経営的にどのように見ているのか。

答 3 患者数が 1 日当たり 16 人増加して、年間で約 4 億 6 千万円の収益増加を見込んでいる。一方で、看護師 1 人当たり 750 万円程度の費用がかかることになり、30

人であれば大体 2 億 2,500 万円となる。それだけ見れば、収益の方が上回るような状況となっている。

問 4 1 日当たり患者数 306 人の目標を具体的にどのように達成するのか。

答 4 3 つの柱を考えている。1 つは婦人科の再開で 5 床確保する。1 つはダビンチの導入。今も実際に患者数が増えてきている。もう 1 つは、国指定のがん診療連携拠点病院になることで、がん患者の集患があることを期待している。

問 5 県指定から国指定のがん診療連携拠点病院になった場合のメリットは何か。

答 5 個人個人の遺伝子異常を見つけていくがんゲノム医療が、今後の新しい治療になっていく。がんゲノム医療に携わるがんゲノム医療連携病院になるには、国指定のがん診療連携拠点病院になる必要がある。がんゲノム医療に携わる拠点になることで病院のブランディングにつながり、宝塚市立病院が魅力的なものになる大きな 1 歩だと考える。

問 6 急性期充実体制加算 2 と経営改善推進事業債の関係はどのようなものか。

答 6 急性期充実体制加算 2 は、患者 1 人当たり 1 日約 2 千円の単価が上がるというもので、年間延べ 10 万人が入院するため、約 2 億円が何ら経費をかけずに単価が上がることになる。この効果額 5 年分を上限として企業債を借り入れることができ、2 億円の 5 年分である 10 億円を上限に借入れができることになった。

問 7 借入れが増えていくことをどう考えるか。

答 7 経営改善推進事業債は、当面の資金不足を回避するためにやむを得ず借入れているもので、実際、借入れをすれば返す必要があるため、将来への負担の先延ばしという面があることは認識している。急性期充実体制加算 2 の収益増加を原資として、将来的な元金償還を進めていきたいと考えている。

問 8 看護師 413 人体制で新年度をスタートするのは、市立病院として適正人数か。

答 8 適正であると考えている。

問 9 逆紹介の推進は、収支改善にも影響しているのか。

答 9 2023 年当時の外来診療の問題点として、薬だけ処方する患者も多く、待ち時間が延長し、診療時間は短いという状況にあった。その 1 つの方策として逆紹介を推進してきた。病院の収益にとっては入院診療費が重要となるため、診療の質を上げて新規の急性期患者を紹介してもらい、再診患者を逆紹介しながら対策している。

問10 1日当たりの入院患者の増加見込みはどのように計算しているのか。

答10 令和8年7月から全病棟を開ける予定で、4~6月については令和7年度と同じ290人、7月以降は311人という見込みを立て、平均して306人とした。

問11 支出を抑えられるところはどこだと考えているか。

答11 大きな費用として、給与費、材料費、経費がある。しかし、材料費は基本的には薬品費であり、経費はほとんどが契約委託料であるため、削減が難しい。削減できるのは給与費になる。時間外勤務をなるべく削減し、給与費の縮減に努めたいと考えている。

問12 診療報酬改定の効果が想定を下回った場合、どのような対応を考えているか。

答12 令和7年6月から令和8年1月までの入院単価の実績が7万7千円となっているため、診療報酬改定が大きくなっても7万8,800円に到達できると考えている。また、万一収益が届かなかった場合は、一般会計からの基準外繰入も考えられるが、令和8年度は黒字化を目指しており、今の段階で基準外繰入を求める考えはない。

問13 収支改善に向けて今後どの診療科目に力を入れるのか。

答13 診療科ごとに収益の多い少ないというのはあるが、公立病院の使命は地域に必要な医療を確保することだと考えており、採算性によって診療科を縮小したり切り捨てたりすることは本来のあるべき姿ではないと考えている。ただ、前年度と比較して収益が下がっている原因には、医師数が少なくなっていることがあるため、医師の確保に努めていきたい。

<論点外の質疑の概要>

問1 手術支援ロボットの維持費と保守費をどの程度見込んでいるか。

答1 当院が導入した最新型のダビンチ5にかかる経費は主に2点ある。1つは診療材料費で、手術1回当たり平均で税抜き17万5千円程度かかると試算している。また、保守費はメーカーが設定しているもので税抜き年間1,950万円かかる見込みである。

問2 逆紹介が進むことで外来患者の減少が懸念されるが、どう考えるか。

答2 外来診療の受入枠がなければ地域医療の満足度を下げることにつながるため、現状としては、外来患者を受け入れやすい環境づくりを念頭に逆紹介を行っている。

問3 医師の長時間労働が発生している原因は何か。

答3 緊急あるいは救急対応する診療科に時間外勤務が増えている。1つは救急科、もう1つは脳神経外科である。時間外勤務が月80時間を超えた場合は、総長との面談を行い、見直しを図っている。

問4 長時間労働の是正に向け、具体的にどのように取り組むのか。

答4 国としては医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト、タスク・シェアを推進しているが、業務をシフト、シェアされる側の仕事が増えるという問題点もあるため、病院全体として病院DXの推進を考えている。

問5 DPCI・II期間内退院率の目標を71%と定めているが、なかなか目標が達成できない原因、対策をどう考えるか。

答5 予定入院患者のほとんどがDPCI・II期間内退院である。しかし、緊急などの予定外入院患者だと、いろいろな疾患があったり、高齢で次に戻るところがなかったりなどで長期間の入院が必要になる場合がある。対策として、なるべく予定入院患者を増やしたいと考えている。

委員間討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

<議案第10号に対する附帯決議>

議案第10号令和8年度宝塚市病院事業会計予算に対する附帯決議案

議案第10号令和8年度宝塚市病院事業会計予算については、厳しい経営状況の中においても、地域医療を担う公立病院としての役割を果たし、市民の命と健康を守る重要な事業であることから、本予算案についてはこれを認めるものである。

しかしながら、近年、病院事業会計は厳しい経営状況が続いており、一般会計からの繰入れに依存する状況が続いている。また、3か年の経営目標の最終年度である令和8年度においても赤字予算となっていることから、持続可能な病院経営の実現に向けたさらなる取組が求められている。

よって、本予算の執行に当たっては、次の事項について十分留意し、着実な経営改善に取り組むことを強く求める。

- 1 これまでの経営改善の取組について十分な検証を行い、赤字予算になった要因を明らかにするとともに入院患者数及び外来患者数の確保を含めた実効性のある経営改善策を早急に策定すること。
- 2 病床稼働率の向上を図るため、地域医療機関との連携強化などにより、入院患者及び外来患者数増加につながる具体的な取組を推進するとともに、収支改善に向けて着実に実行すること。

- 3 経営改善推進事業債の活用については、その趣旨が病院経営の改善にあることを踏まえ、医業収益の向上や収支改善につながる具体的な成果が得られるよう取組を進めるとともに、その効果について十分な検証を行うこと。
 - 4 令和14年度中に開院が予定されている新病院整備を見据え、将来の医療需要や経営状況を踏まえた持続可能な病院経営の確立に向けた取組を進めること。
 - 5 その取組状況及び成果については、議会に対し適宜報告すること。
- 以上、決議する。

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第18号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	令和7年度の税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険料の算定に関する特例を設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 国が介護保険施行令を改正することによる第9期介護保険事業計画への影響はどのようなものがあるか。また、市民負担への影響はどのように考えているか。</p> <p>答1 施行令改正により第9期介護保険事業計画への影響はなくなるが、本市では減免を実施する予定であり、収入が減となる見込みである。また、市民負担については、減免を実施することで軽減されると考えている。</p> <p>問2 本市ではシステムにより一括して減免処理をするとのことだが、システムで処理するに当たり経費はかかるのか。</p> <p>答2 令和8年度当初予算において、システムを改修する委託料として約1千万円を計上している。国の制度改正に伴う改修については、1/2の国庫補助がある。</p>
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第19号 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>本年4月から、宝塚市立健康センターで実施するがん検診のうち、喀痰細胞診検査を廃止するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	喫煙者などのハイリスクの方へのフォロー体制についてどう考えているのか。また、胸部エックス線検査のみで十分と考えているのか。
答1	肺がん検診については、国の指針により胸部エックス線検査が推奨されている。市としては胸部エックス線検査を受けてもらえるよう、引き続き啓発していきたい。また、重喫煙者に自覚症状がある場合、積極的に医療を受診してもらうことが適切だと考える。健康相談等を通じて周知していきたい。
問2	財政面ではどのような影響があるのか。また、今回の見直しについては、財政面ではなく、国の指針や検査の有効性を踏まえたものと理解してよいか。
答2	今回の見直しについては、財政面の影響ではなく、検診の効果が見込みにくいという国の発表に基づいている。財政面については、歳出として、検診1件当たりの金額を実施機関に支払っている。歳入としては、1件当たり800円を市民の方に自己負担してもらっている。市内の実施機関で受診した場合、委託料は1件3,625円、健康センターで実施しているものは1件当たり2,560円である。一般財源の影響として、おおむね120万円から130万円程度が削減される計算となる。
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和8年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第20号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第21号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 (議案第20号) 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 (議案第21号) 市立保育所における特定乳児等通園支援事業の利用料を定めるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 こども誰でも通園制度の利用料が1時間当たり300円とあるが、実際1時間当たりどれぐらいの費用がかかるのか。 答1 国が示している公定価格は0歳児が1,700円、1、2歳児が1,400円である。したがって、それぞれに利用料300円を足して、0歳児が2,000円、1、2歳児が1,700円という想定になっていると考えられる。
委員間討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第20号 可決(全員一致) 議案第21号 可決(全員一致)

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第22号 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。
論 点 なし
<質疑の概要> なし
委員間討議 なし
討 論 なし
審 査 結 果 可決（全員一致）

令和8年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第23号 宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決(全員一致)

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第24号 宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案の概要

子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を新たに定める必要があるため、条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 こども誰でも通園制度の利用申請が今後増えていく可能性があるが、受入体制はどうなっているのか。また、認可した5園は左岸側に偏っているが、どのように考えているのか。

答1 定員についてはおおむね見込みどおりで事業を開始する予定である。今後、施設の定員を超える利用需要があった場合は、利用実績の把握に努め、適切な受入体制の整備を行っていききたい。また、施設についても、利用実績等を確認し、追加募集をする際には地域のことも考えていききたい。

問2 運営に関する基準を定める条例については、国が示す基準を基に参酌して定めることもできるが、どのように考えているのか。

答2 事業の開始に当たっては、国の基準を最低限の基準として開始する予定である。今後、事業を実施する中で基準の見直し等も検討していききたい。

問3 利用料の減免については、どのように考えているのか。

答3 国が示しているとおり、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対する減免を実施する予定にしている。

問4 発達に特性がある子どもや支援を必要とする子どもの受入体制はどのようになっているのか。

答4 認可した5施設については、現在も支援を必要とする子ども等の受入れをしている。今後も安全に考慮しながら可能な限り受入れていくと聞いている。

問5 市の監督指導体制はどのようになっているのか。

答5 市の認可事業であり、監査に入る予定にしている。基本的には年に1回、実地による監査を実施することで基準を遵守した適切な運営ができているか確認していききたい。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

令和8年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第18号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める請願

<請願の趣旨>

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、1歳児の配置基準引上げ（5対1）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されています。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対していねいなかかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。

つきましては貴議会より、国に対して「保育士配置基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出していただけるよう請願いたします。

<請願の項目>

国に対して「保育士配置基準の引上げの完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出してください。

<質疑の概要>

問1 配置基準について改定が行われたが、経過措置が設けられていることについて、詳細はどのようなものか。また、加算措置の要件が厳しいとあるが、どのような内容なのか。

答1 （紹介議員A）経過措置については、改定した基準どおりにすると事業者や市に負担がかかるので、経過措置が設けられている。また、1歳児の配置改善加算の要件は、職員の平均経験年数が10年以上やICTの活用などがある。条件を満たしていないと、国からの加算措置は受けられない。

問2 本市において、配置改善加算の要件を満たしている園はどれぐらいあるのか。

答2 (市当局) 私立の認可保育園 23 園中 10 園が要件を満たしていない。うち、2 園は ICT 活用の条件を満たし加算措置を受ける見込みとなっており、残り 8 園が職員の平均経験年数 10 年以上を満たしておらず、加算措置を受けられない状況となっている。

問3 保育士の処遇改善についてはどのように考えているのか。

答3 (紹介議員A) 保育士不足は社会問題となっており、処遇改善は必要と考える。国に政策の充実を求めていく必要があると考えている。

問4 なぜ経過措置が設けられていると考えているか。

答4 (紹介議員A) 保育士確保に係る事業所や自治体の負担を考慮し、あるべき姿を示しながら猶予を与えるための経過措置だと捉えている。

問5 本市において、改定された基準で運営している園はどの程度あるのか。

答5 (市当局) 本市においては、保育の質の観点から従前より国基準を上回る配置となるように基準を設けており、全園について基準を満たしている。

問6 保育士不足の一番の原因は何だと考えているか。

答6 (紹介議員A) 高い専門性が必要で、命を守る仕事であるため常に緊張感があるにもかかわらず、処遇が低いことだと考える。

問7 本市において、保育士の採用は厳しい状況なのか。

答7 (市当局) どの私立保育園からも保育士の採用については厳しいという声を聞いている。

問8 配置基準どおりに保育士を配置する場合、採用が追いつかなくなる可能性があると考えている。その場合、受入人数を減らさなければならなくなり、待機児童が増える可能性はあるか。

答8 (市当局) 新しい配置基準が満たされ、保育士の負担が減ることにより保育士の採用が進むという観点もあるが、急に基準を引き上げることにより、受入人数が減り、待機児童が発生する可能性もあると考える。

問9 請願の中には保育士不足の解決については触れられていない。急に基準を引き上げることにより、受入人数が減少する可能性もあるが、どのように考えているのか。

答9 (紹介議員A) 保育士の処遇改善と配置基準の問題は連動していると考えている。配置基準の引上げにより直ちに保育士が不足するとは考えていない。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	趣旨採択（全員一致）

